

設例

- 課題1 農用地区域内の山間の農地((地目:畠)(基盤整備事業も実施されておらず一団の農地でもない))に農業用倉庫を建設したいとの要望があるが、あなたは、用途区分変更をすればよいと考えていますが、その根拠(農振法、農振法施行令、農振法施行規則)はどこになるでしょうか。
- 課題2 前年の6月に資材置場にするとして申し出があり、農用地区域から除外した農地(同年8月に農地転用許可済)について、今年9月になっても事業に着手されていない場合、農振法担当部局や農業委員会はどのような対応をすべきでしょうか。
- 課題3 現在(10/2日)、補助金を活用して農業用施設を建設しようという動きがあなたの市町の中で進んでいます。
あなたの市町の農業振興地域整備計画の変更は年3回と決まっています。
しかし、補助金の関係上、施設は3月までに完成しなくてはなりません(完成には5か月必要です)。
補助金担当からなんとかならないかと相談がありました。
あなたはどうしますか。
- 課題4 追認(農地転用)許可是判例において認められていますが、追認許可できない場合、農振担当はどうすべきでしょうか。